

産業廃棄物処理に関するQ & A

油水分離槽(汚泥) 関係

Q 1

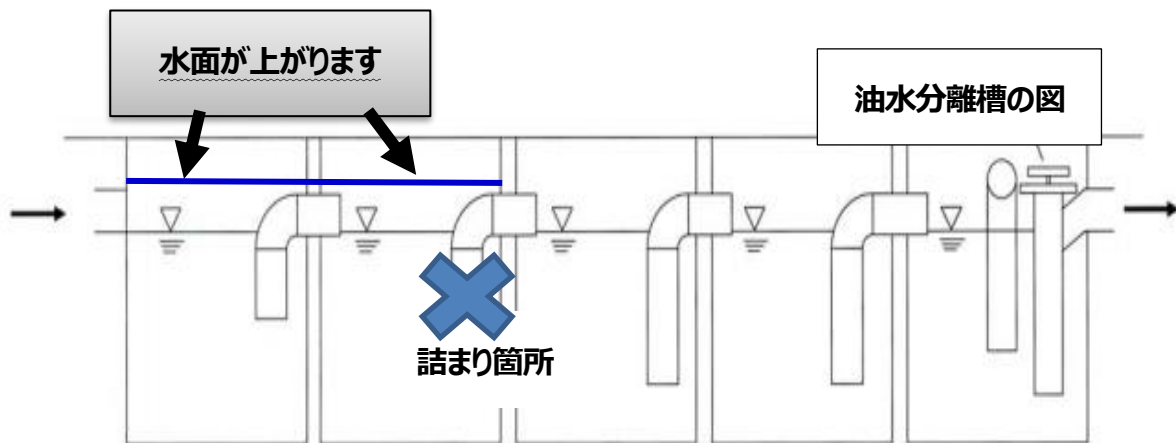
油水分離槽から汚水が溢れています。応急措置の方法は？

A 1

油水分離槽の蓋を開けて、どの辺りから汚水が溢れているか、確認してください。

《詰まり箇所を特定する方法》

詰まっている箇所の槽より、汚水が流れないため、水面が上がります。



※配管が詰まっている場合もありますので、詳細をご確認ください。

応急措置について

詰まっている箇所を特定し、泥や落ち葉、異物などを除去してください。

- 棒などで取り除く
- 水を強めに放流し、押し流す など

Q 2

消防の立ち入り検査があります。至急、分離槽の清掃を依頼したいのですが？

A 2

消防署の立ち入り検査では、油水分離槽の蓋を開けて、水面の油膜を確認しているケースが一般的です。

石油組合では、原則、2ヶ月ごとに分離槽清掃を実施しています。水面の油膜が目立つ場合は、吸着材を使用し油膜を除去してください。

(中和剤を使用することもあります。)

なお、使用後の吸着材は、汚水を含んでいます。お手数ですが、ビニール袋に入れてからペール缶で排出してください。(排出の際は、必ず、蓋をしてください)

* 吸着材が完全に乾燥している場合は、廃プラスチック類のドラム缶に入られます

廃棄物(固形廃棄物) 関係

Q3

廃棄物(廃プラスチック類や金属くず)は、どのように分別すればよいでしょうか？
また、小型の機械類等、金属製部品とプラスチック製部品が混合している廃棄物は、どの分類になるのでしょうか？

A3-①

廃棄物は、必ず、種類ごとに分別してください。

※石油組合では、分別方法の処理ルールを作成していますので参照してください。
(ホームページに掲載しています)

- 【廃プラスチック類】 【廃オイルエレメント】 【金属くず】
【発炎筒】 【引火性廃油/ガソリン・軽油・灯油】
【蛍光灯】 【水銀を含むランプ類】 【その他のランプ類】
【乾電池/アルカリ・マンガン】 【ボタン電池】 【リチウム電池】 など

A3-②

分別の際、注意が必要な廃棄物があります。

◆スプレー缶やボンベ類は、穴をあけて金属くずへ入れてください。

(注) 穴があいていないスプレー缶は、個別に分別、排出してください

◆蛍光灯等のランプ類は、破損しないように注意してください。

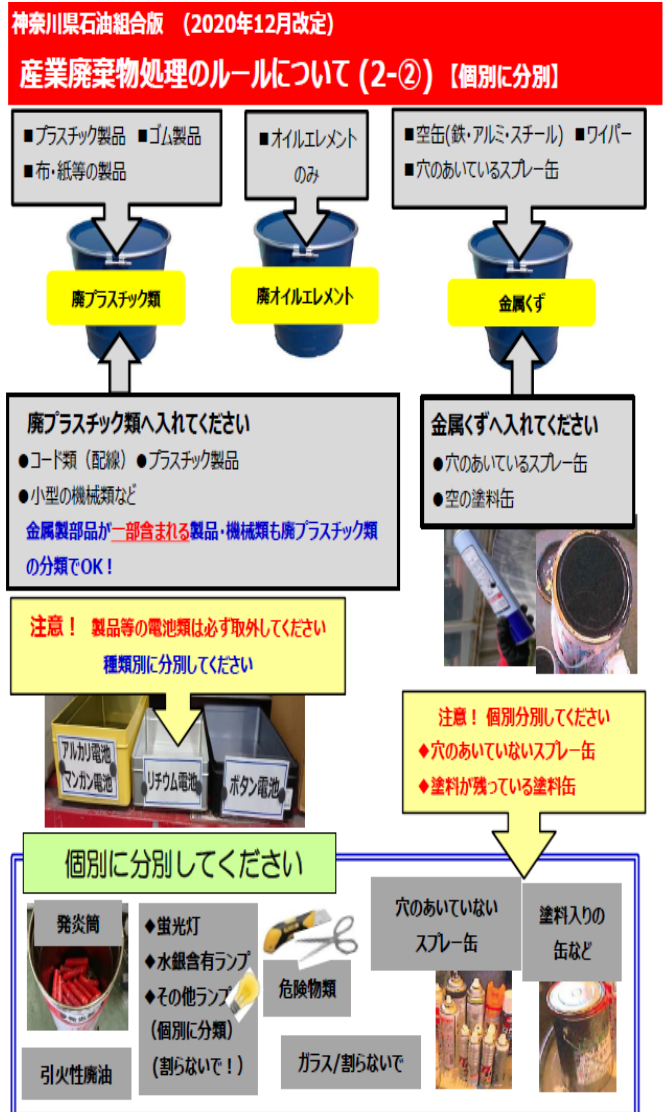
(注) 破損したランプがある場合は事前に報告してください

A3-③

小型の機械類は、廃プラスチック類に分類してください。

(注) 金属製部品が含まれている製品も廃プラスチック類に分類してください

(注) 必ず、電池類は取り外してください



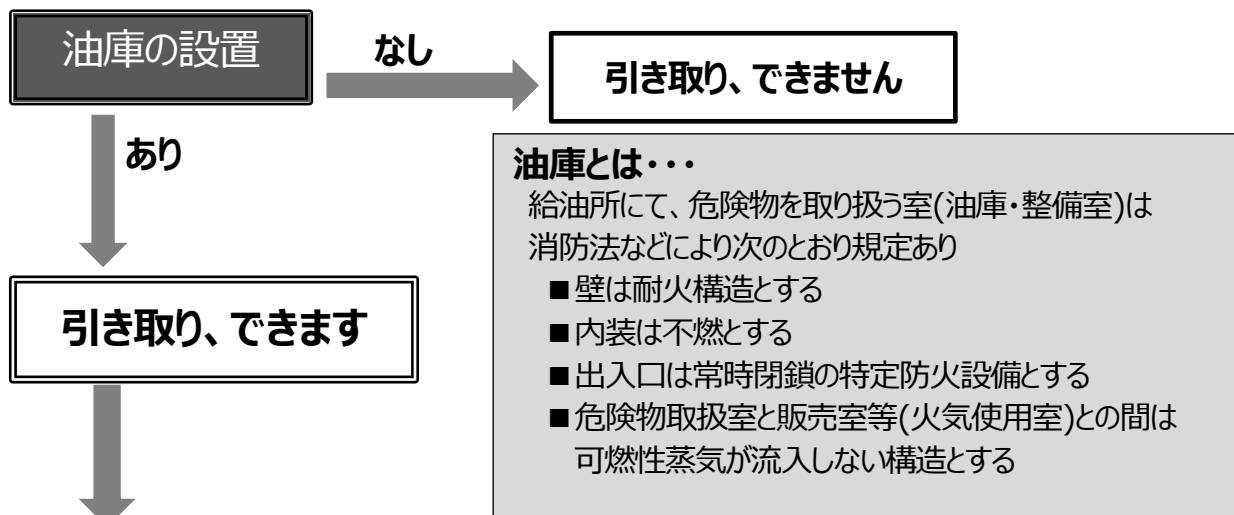
引火性廃油関係（廃灯油）

Q4

一般消費者より、廃灯油の処分依頼がありました。引き受けても大丈夫でしょうか？
また、注意点は、どのようなことでしょうか？

A4-①

貴店が、廃灯油を引き取れる給油所であるか、確認が必要となります。



【給油所での保管について】

- 適正な容器（灯油用ポリ容器やドラム缶）にて、必ず、油庫にて保管しなければなりません
- 指定数量の倍数に注意が必要です
$$\text{指定数量の倍数} = \frac{\text{貯蔵量}}{\text{指定数量}}$$
- **他の油種(ガソリンや軽油)と、混合しないでください**

※出入口に段差がある油庫では、ドラム缶の搬出ができない場合があります

A4-②

廃灯油を、引き受ける際は、原則として、貴店では金銭を徴収することはできません。

【金銭を徴収できない理由】

消費者が不用となった廃棄物(家庭廃棄物)は『一般廃棄物(家庭ゴミ)』となり、行政が処分を行うことと、法律で定められています。

また、引き取る場合は、一般廃棄物を取り扱う許可業が必要となります。なお、事情により、貴店で引き取られる場合、金銭を徴収することはできません。(許可業がない場合)

【消費者が不用となった《ガソリン》《軽油》について】

貴店では、原則、受け取らないようにしてください。

廃灯油と同様、金銭を徴収することが出来ず、かつ、処分料は貴店が負担することになります。

Q5

引き取り後の廃灯油は、どのように処分すればよいでしょうか？

A5

神奈川県石油組合の指定業者にて、引き取ることが可能です。

※ただし、組合の指定業者と委託契約を締結し、汚泥・廃油などの産業廃棄物を排出されている給油所が対象となります。

廃灯油

■ 有価扱い（買い取り） しています。 ※2021年1月現在
(経済情勢により変更する場合があります)

- 買い取り単価および支払い方法は、石油組合へ問い合わせください。
- 原則として、200ℓ以上で回収依頼をお願いします。(注)
 - * 容器ごと（ドラム缶・ポリ容器）の回収となります
 - * 保管用ドラム缶を貸与いたします
- (注) 廃灯油の回収を、金属くずや廃プラスチック類などの廃棄物と同時に依頼された場合は、200ℓ以下でも回収可能です
- 廃油(エンジンオイル等)や水、他の油類と混合しないでください。
※混合の場合は、買い取りできません (処理料がかかります)
- 回収まで、貴店の油庫にて適正に保管してください。
※油庫での保管は、Q4を参照ください

引火性廃油関係 (ガソリン・軽油)

Q6

ガソリン・軽油を処分したいのですが、どのようにすればよいでしょうか？

また、注意点は、どのようなことでしょうか？

A6-①

神奈川県石油組合の指定業者にて、回収することが可能です。

※ただし、組合の指定業者と委託契約を締結し、汚泥・廃油などの産業廃棄物を排出されている給油所が対象となります。

A6-②

ガソリンや軽油は、原則、混合せずに分別し、適正容器で保管してください。

※ 例)ガソリンと軽油の混合の場合：危険性の高い油類(ガソリン)の処理費用となります

- 特別管理産業廃棄物扱いとなります。(買い取りは、できません)

廃油関係（エンジンオイルなど）

Q7

廃油(エンジンオイルなど)を処分したいのですが、どのようにすればよいでしょうか？
また、注意点は、どのようなことでしょうか？

A7-①

神奈川県石油組合の指定業者にて、回収することが可能です。

※ただし、組合の指定業者と委託契約を締結し、汚泥・廃油などの産業廃棄物を排出されている給油所が対象となります。

■ 有価扱い（買い取り）しています。 ※2021年1月現在
(経済情勢により変更する場合があります)

- 買い取り単価および支払い方法は、石油組合へ問い合わせください。

A7-②

廃油(エンジンオイルなど)は、引火性廃油(ガソリン・軽油・灯油)、および水と、混合しないでください。

混合の場合は、

- 地下タンクでの保管 ⇒⇒ 回収できません
- 容器(ドラム缶など)での保管 ⇒⇒ 買い取りできません

ご注意ください

貴店には、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』における排出者責任があります。産業廃棄物を委託(排出)する場合は、正確な情報を、委託業者に提供しなければなりません。

同法律では、排出者責任が強化されており、不適切な委託により事故などが発生した際は、貴店も罰則対象となる場合があります。

* 委託基準違反で、最も厳しい罰則は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
又はこれを併科

☆☆問い合わせ先☆☆

神奈川県石油業協同組合 事業課 ☎045-641-1351